

相続関係の準備

様

		裁判所用(未成年者等がいる場合)	相続税申告用	登記用	延納担保設定用	農地等の納税猶予用	銀行郵便貯金用	証券会社用	生命保険会社その他
1	被相続人の除籍謄本								
2	被相続人の改正原戸籍								
3	被相続人の生まれたときからの戸籍謄本 相続人の戸籍抄本								
4	相続人の印鑑証明書								
5	不動産を取得した相続人の住民票								
6	居住用宅地の評価減を適用する相続人の住民票								
7	未成年者の相続人の特別代理人の戸籍謄本(注-1)								
8	未成年者の相続人の特別代理人の印鑑証明書								
9	特別代理人申立人の戸籍謄本								
10	特別代理人申立人の住民票								
11	被相続人が死亡した年度の固定資産税評価額 (市外のものも忘れずに) (利用状況等を鉛筆で書き込んでください。)								
12	現金預金の残高証明書(死亡日現在)								
13	郵便貯金の名寄せ表(死亡日現在)								
14	有価証券の銘柄と持株数(死亡日現在)								
15	生前利用していた普通預金の通帳								
16	金融機関の名義書換依頼書等								
17	被相続人名義の借入金の残高証明書(死亡日現在)								
18	17の借入金償還表								
19	被相続人名義の未払金(死亡日現在) (固定資産税、市県民税、医療費等)								
20	被相続人が借りていた借地の死亡した年度の固定資産税の評価証明書、耕作権を含みます。 とれない場合は、住所、地番等、相手の名前等を明記してください。								
21	被相続人が借りていた建物の死亡した年度の固定資産税の評価証明書								
18	ゴルフ会員権								
22	骨董品								
23	美術品								
24	退職金、弔慰金								
25	生命保険金の支払明細書								
26	契約者が被相続人で被保険者がそれ以外の生命保険								
27	返戻金のある長期損害保険契約								
28	葬儀費用の領収書等 (お寺さんへのお礼等を含む)								

注-1 未成年者は遺産分割時で判定します。

特別代理人は、被相続人の血族で、相続人以外の人です。

遺産の内容は、全部その人に見られます。

注-2 申立人は、相続人の誰かで、配偶者がいれば配偶者がなります。

注-3 同族会社の株主であれば、その会社の資産の11、20、21、25、26、27の書類が必要です。

注-4 印鑑証明書は金融機関においては、一般的に3ヶ月が有効期間ですから、早く取りすぎないことです。

注-5 戸籍関係は、期限はなく、金融機関は写してもokですが、余分に取っておくと安心です。

岐阜市中鶯3丁目70番地7

税理士 水野雄二

tel 058-273-2484

fax 058-273-2416